

# 政策調整会議の結果について

(日時) 平成28年2月3日(水)

(場所) 印西市役所 本庁舎3階 市長応接室

(出席者) 市長、副市長、教育長、  
総務部長、企画財政部長、市民部長、環境経済部長、健康福祉部長、都市建設部長、教育部長、水道部長、  
総務課長、企画政策課長、財政課長

【整理番号1】 印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の改正について(環境経済部環境保全課)

今年度に入り、市内では千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(県残土条例)の対象外である改良土(再生土、元々は産業廃棄物たる汚泥等を中間処理し土壌環境基準に適合させた土砂風のもの、人工土)を使用した大規模な埋立て(いずれも面積3,000㎡以上で最大約55,000㎡)が4箇所で行われ、現場周辺の住民から心配や苦情の声が多く寄せられた。とりわけ、本埜地域一区自治会からは、地下水(井戸水)や農作物に対する悪影響への懸念から市長宛ての「要望書」の提出があった。

このため、市では、事業場4箇所の土壌検査及びその周辺民家井戸の水質検査を実施したが、いずれも任意(事業者の協力が必要)の検査であり、制度化されていないため、実施までに多くの労力を要したところである。検査の結果、4箇所中、1箇所から土壌環境基準を超えるふっ素が検出され、現在、県関係各課と協議をしているところである。

現在、県及び市においては、改良土に対する条例等の規制がないため、事業者に対して指導等ができない状況となっており、今後、農林業の衰退による土地の荒廃が心配される中、市内の改良土による埋立ては一層増加することが予想され、現時点で把握しているだけでも今後4箇所(約90,000㎡)が予定されており、地下水汚染による住民の健康被害や農作物の生育への影響が懸念されている。

なお、県においては、今後、条例改正等により改良土を規制していく予定は当面なく、市内では、現在も改良土による埋立てが無秩序な状態で行われており、これらを一刻も早く是正しなければならない状況であることから、早急に市残土条例を改正し、埋立て資材(対象物)の規制強化及び埋立て面積3,000㎡以上も市条例の適用とすることを主旨として、条例の改正を行う必要性が生じている。

現在、市内で埋立て等をする場合は、その面積に応じ、500～3,000㎡未満が市残土条例、3,000㎡以上が県残土条例の適用となっているが、いずれの条例においても、使用する資材(対象物)を「自然発生土(自然土)」としており、改良土等は対象外となっているため、それに対応する規制と指導権限がない状況である。このため、基準(構造や土壌環境等)を満たさない改良土の埋立てが市内で頻繁に行われ、地下水汚染による住民の健康被害や農作物への影響が懸念される。

なお、これまで県条例の適用となっていた大規模な案件(面積3,000㎡以上)も市条例の適用となることから、人的な面(組織面)でも強化していく必要がある。

埋立て資材の規制強化、県条例の適用除外を申し出て面積に関わらず、全て市条例の適用を主旨として、平成28年度中の条例の改正及び施行に向けて、準備を進めていく。

【整理番号1】について、承認